

令和5年第1回定例会の本会議における新型コロナウイルス感染防止対策について
(令和5年3月24日)

(1) 議員の議場への出席について

- ・議員の入替えは行わず、全議員が感染防止対策を行うことを前提に従来どおり出席する。
- ・議場への出席に当たっては、事前に各自で検温を実施し、各自健康管理に努める。
- ・会議の欠席の基準については、別紙「市職員の出勤停止の取り扱い」に準ずることとし、その場合は欠席の届出を行う。(会議規則第2条)
※議員が濃厚接触者となった場合に、社会機能維持者における待機期間短縮の特例を適用するか否かについては、感染状況等を勘案して議長が必要と認めた時点で、会派代表者会議において協議する。

(2) 傍聴について

- ・傍聴席は、密にならないよう適宜空席を設け、空席には利用を遠慮いただく旨の貼り紙をする。
- ・~~傍聴者にはマスクの着用をお願いする。傍聴者のマスクの着用は個人の判断に委ねる。~~
- ・~~傍聴者のマスク着用の協力に関する周知及び、発熱のある方や体調の悪い方について~~は傍聴を遠慮いただく旨の周知を行う。なお、周知方法は議長一任とする。
- ・~~船橋記者会の傍聴者にも同様にマスクの着用をお願いする。~~

(3) 採決日の審議方法について

- ・委員長報告、委員長報告に対する質疑及び採決は全委員会一括とせず、従来どおりの方法で行う。

(4) 理事者の議場への出席について

- ・地方自治法第121条に基づく出席方要求については全執行機関に行う。
- ・密を防ぐため、議場への出席及び議場における理事者の着席位置については理事者に委ねることとする。なお、理事者は氏名標を立てないこととし、また、必要に応じて机や椅子を設置し着席することを許可する。ただし、議場に出席している理事者の全てが所定の位置に着席する場合は、氏名標を立てることとする。
- ・議場に出席していない理事者が答弁する場合は、質疑中に適宜入場し答弁することを認める。なお、その際、議長は必要に応じて休憩をとる。
- ・本会議開会中の理事者の待機場所として、第4・第5委員会室を利用可能とする。

(5) その他の感染防止対策について

○休憩及び換気

- ・休憩については、通常どおり2時間を目途にとる。
- ・換気は常時行う。常時開放箇所は、議席側のドア、議長席裏側のドア、議場中央のドアとし、可能な範囲で窓をあけることとする。

○アクリル板の設置

- ・発言時の飛沫対策として、演壇、質問席及び答弁席にアクリル板を設置する。

○マスク等の着用

- ・議場出席者は全員マスクを着用することとする。なお、マスクは自身で用意し、万が一忘れた場合は、事務局まで連絡することとする。のマスクの着用は個人の判断に委ねる。
- ・演壇、質問席及び答弁席での発言時に限り、マスクを外すことを認める。なお、マスクを外して発言をした場合は、自席に戻る前に、必ず自身で発言した机上及びマイクの消毒を行うこととする。なお、消毒の実施方法は別紙「マスクを外して発言した後の消毒について」のとおりとする。また、消毒の実施方法の動画を議会会議システムに配架する。
- ・フェイスシールド及びマウスシールドの着用を認める。なお、フェイスシールド及びマウスシールドは自身で用意する。

○水差しの撤去

- ・議長席を除いて水差しの設置はとりやめる。ただし、発言予定者に限り、ペットボトルまたはマイボトルの議場への持ち込み及び発言時の水分摂取を認める。なお、飲料はミネラルウォーターに限る。
- ・水分摂取の方法（自分で準備したコップで飲むまたはじかに飲むなど）は各自の判断に委ねる。
- ・持ち込んだペットボトルまたはマイボトルについては、議席の机上には置かず、机の下の収納部分に入れる等、保管場所を工夫する。
- ・理事者も議員と同様に、ペットボトルまたはマイボトルの議場への持ち込み及び発言時の水分摂取を認め、取り扱いは議員と同様とする。なお、議場への持ち込みの判断は理事者一任とする。

○手指等の消毒

- ・演壇、質問席及び答弁席にアルコール消毒液を設置することとし、発言等による登・降壇の際には必ず手指等の消毒を行うこととする。
- ・登壇した者が必要に応じて自ら机上及びマイク等を消毒することは妨げない。